

生活福祉資金特例貸付に関するよくある質問と回答について

(令和2年10月1日時点)

審査に関すること

Q 1 審査結果はどのようにわかるか。

A 1 貸付決定となった場合は、送金が優先され、登録された口座へ貸付金が振り込まれます。後日貸付決定通知書がご自宅へ届きます。なお、不承認となった場合は、不承認通知書がご自宅へ届きます。

申込に関すること

Q 2 申込先を知りたい。

A 2 お申込み先は居住地の区社会福祉協議会です。(住民票の記載住所と居住地が一致しない場合は居住地の社会福祉協議会へご相談ください。)

※横浜市内にお住まいの方は、お住いの区社会福祉協議会になります。
例えば、鶴見区にお住いの場合は、鶴見区社会福祉協議会が申込先です。

Q 3 申込書類の入手方法を知りたい。

A 3 ①神奈川県社会福祉協議会のホームページにて、緊急小口資金および総合支援資金の申込書一式をダウンロードすることができます。

【神奈川県社会福祉協議会ホームページ】

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

②横浜市内の各区社会福祉協議会から申込書類を郵送することもできます。様式のダウンロードが困難な場合は、お住いの区社会福祉協議会へお問い合わせください。

Q 4 申込書類のほかに必要な書類は何か。

A 4 次の3点をご用意ください。

①住民票原本（同居している人全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの。本籍地、マイナンバー表示は不要）

②振込口座確認書類の写し（借受申込者名義の預金通帳またはキャッシュカードのコピー）※預金通帳は銀行名、支店、口座番号、名義が表示されているページ

③本人確認書類の写し（下記のいずれか ※住民票と同じ住所地の記載が必要）

・運転免許証（両面）・健康保険証（両面）・パスポート・マイナンバーカード
（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）のいずれか

外国籍の方は在留カード

Q 5 申込は何回できるか。

A 5 緊急小口資金・総合支援資金は、それぞれ同一住所で1回の申込となります。

Q 6 貸付の対象外となるのはどのような場合か。

A 6 下記の方は対象外となります。

- ①生活保護を受給している世帯
- ②新型コロナウイルスの影響による収入減少が認められない世帯
 - ・従前から仕事をしていない場合
 - ・公的給付（年金、障害者手当、失業給付等）のみで生計を立てていた世帯
- ③現在、自己破産手続き中の世帯
- ④借入の目的が事業の運転資金である場合
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯

総合支援資金および総合支援資金の延長貸付

Q 7 総合支援資金の申込にあたって、自立相談支援機関の相談を受けることが条件になったようだが、どのような手続きになるのか（R2.10.1から要件変更）。

A 7 申込書類の「生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項及び同意事項」の同意欄にすべてチェックをつけていただきます。また、貸付決定後、償還開始までの間に自立相談支援機関へ相談していただく必要があります。

Q 8 自立相談支援機関とは何か。

A 8 生活に困りごとのある方の相談窓口で、横浜市では「区役所生活支援課」が窓口となります。

Q 9 総合支援資金の延長貸付の対象者は。

A 9 次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①当初決定された貸付期間(原則3か月)の3か月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であること
 - ②生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けること
 - ③総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、12月までに3か月目である貸付期間が到来すること
- ※対象者の具体例は、横浜市社会福祉協議会ホームページに公開されています。

【横浜市社会福祉協議会ホームページ】

http://www.yokohamashakyo.jp/cat/tokureikashitsuke_encho.html

Q 10 他都市と総合支援資金の延長貸付の取扱いが異なるようだが。

A 10 総合支援資金の延長貸付の対象者に違いはありませんが、事務手続きは自治体ごとに異なります。横浜市での取扱いは横浜市社会福祉協議会ホームページに記載のとおりです。

Q 11 延長貸付の書類はどこから届くのか。

A 11 対象者の方には横浜市社会福祉協議会を通じて申込書が届きますので、書類が届くまでお待ちください。なお、貸付の申込み後に引越しをし、住所変更を届出していない方は、まずは貸付の申込みをした社会福祉協議会へご連絡ください。

Q12 自立相談支援機関に相談を行った後でないと延長貸付の申込ができないのか。

A12 横浜市においては総合支援資金の延長貸付にあたって「相談受付・申込票」を記入いただき、区社会福祉協議会へその他の申込書類と一緒にご提出いただきます。「相談受付・申込票」を提出いただくことで、区役所生活支援課へ困りごとの情報共有をさせていただくこととなります。貸付の延長によって、負債が増えることとなります。自立相談支援機関（区役所生活支援課）は生活に困窮されている方の相談窓口であるため、一度も相談したことがない方は、貸付以外の支援策がないかだけでも確認をしてください。

他制度について

Q13 住居確保給付金とは何か。また、どこに申し込めばよいか。

A13 離職や廃業、収入減収等により住居を失った、または失う恐れのある方に、家賃相当額（上限あり）を支給される制度です。窓口は、区役所生活支援課になりますので、制度の詳細や条件等は直接お問い合わせください。

Q14 失業給付とは何か。また、どこに申し込めばよいか。

A14 雇用保険に加入していた人が、失業した時に申請できる給付制度です。対象者の条件がございますので、詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

Q15 制度が多くてわかりづらい。支援策等がまとまった一覧はないか。

A15 横浜市ホームページにて、国や市の情報が公開されています。下記をご参考ください。

①個人の方向けの支援メニュー

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/shien-shimin/#9CE83>

②事業者の方向けの支援メニュー

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/shien-jigyosha/>

※審査状況を申込先の区社会福祉協議会へお問い合わせいただいてもお答えできません。審査機関である神奈川県社会福祉協議会へ直接お問い合わせください。（但し、多くの方からの問い合わせにより、電話が繋がりにくい状況です。）

神奈川県社会福祉協議会 生活支援担当

電話 045-311-1426（平日9：00～17：00）